

令和3年4月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(行コ)第40号、第56号 土地造成事業負担金住民訴訟控訴、同附帯控訴事件

(原審 名古屋地方裁判所平成28年(行ウ)第73号)

口頭弁論終結日 令和3年3月26日

判 決

愛知県瀬戸市追分町64番地の1

控訴人兼附帯被控訴人

瀬 戸 市

長 德

伊 藤 保

勉

同訴訟代理人弁護士

齋 藤 泰

二

水 野 裕

之

小 郷 裕

愛知県瀬戸市

被控訴人兼附帯控訴人

愛知県瀬戸市

被控訴人兼附帯控訴人

愛知県瀬戸市

被控訴人兼附帯控訴人

上記3名訴訟代理人弁護士

滝 田 誠

一

新 海 聰

聰

主

文

1 本件控訴に基づき、原判決中控訴人兼附帯被控訴人敗訴部分を取り消す。

2 上記取消部分に係る被控訴人兼附帯控訴人らの請求を棄却する。

3 本件附帯控訴を棄却する。

4 訴訟費用は、第1，2審とも被控訴人兼附帯控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

主文と同旨

2 附帯控訴の趣旨

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 控訴人兼附帯被控訴人は、増岡錦也に対し、648万7546円を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要（略語は、別に定めない限り原判決の例による。以下、本判決において同じ。）

1 濑戸市土地開発公社（本件公社）は、愛知県瀬戸市からの依頼を受けて、せと赤津工業団地造成事業（本件造成事業）を実施することとし、平成19年6月以降、金融機関からの借入金（本件借入金）及び自己資金により、その対象地（本件対象地）における測量調査業務、土地評価業務及び埋蔵文化財発掘調査業務（測量調査業務等）を行ったが、平成20年11月11日に本件造成事業が凍結され、瀬戸市は、平成27年3月30日、測量調査業務等の成果物を買い取る形により、本件公社に対し、本件造成事業の事業資金（本事業費）に相当する本件借入金（1億6822万5784円）及びその利息（796万4515円）並びに本件公社が負担した自己資金の合計1億7840万8557円を交付した。

本件は、瀬戸市の住民である被控訴人兼附帯控訴人ら（以下「被控訴人ら」という。）が、瀬戸市の執行機関である控訴人兼附帯被控訴人（以下「控訴人」という。）に対し、その当時の瀬戸市長であった増岡錦也（増岡元市長）が、本件公社に対し本件借入金及びその利息の弁済資金を支払う措置（本件精算措

置) を違法に遅延したため、瀬戸市は、平成21年度初日から平成27年3月30日までの本件借入金の利息相当額648万7546円の損害を被ったものであり、増岡元市長に対し不法行為に基づく同額の損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、控訴人が増岡元市長に対し上記損害賠償請求権の行使を違法に怠っているとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、増岡元市長に上記の損害賠償請求をすることを求める住民訴訟の事案である。

原審は、本件造成事業は、瀬戸市への企業誘致及び地域産業の振興等を図るという行政目的を実現するための瀬戸市の事業であり、同事業について瀬戸市と本件公社との間で準委任契約が成立しており、瀬戸市はその実施に要した費用を償還する義務を負うとした上で、同事業が凍結された平成20年11月1日以降も本件対象地の土地所有者の中に売却を申し出る者があったこと等に照らすと、上記凍結の時点で同事業が再開される可能性があるとして本件精算措置を執らなかつた増岡元市長の判断にその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないとする一方、平成24年3月30日の時点においては、本件対象地内的一部の土地について買収予定価格では買収することができず、世界金融危機による経済情勢の悪化により瀬戸市に進出する意向を有していた企業による新規事業用地の確保の意欲が大きく減退し、同年4月1日には瀬戸市の企業誘致プロジェクトチームが廃止されるなど、同事業が再開される可能性が極めて低い状態が継続しており、本件精算措置を早期に実施すると償還費用が減少する反面、本件借入金を弁済しても本件造成事業の実施に特段の支障はなかつたから、遅くとも同年3月31日には本件精算措置を執るべきであり、平成27年3月30日まで同措置を執らなかつた増岡元市長の判断は、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであり、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に違反するとして、被控訴人らの請求につき、控訴人に對し、増岡元市長に平成24年4月1日以降の本件借入金の利息相当額299万8768円の損害賠償を請求することを求める限度で認容し、その余を棄却

したところ、それぞれ敗訴部分を不服として、控訴人が控訴し、被控訴人らが附帯控訴した。

2 関係法令等の定めは、別紙「公有地拡大推進法等の定め」のとおりであり、前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張の要旨は、次のとおり原判決を補正し、当審における当事者の追加主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第2の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁2行目の「である。」を「である（本件公社の定款（以下「本件定款」という。）1条）。」と、同行目の「設立団体は」を「設立団体かつ唯一の出資者は」とそれぞれ改め、4行目の「乙37」の後に「，弁論の全趣旨」を、同4頁17行目の「ア」の後に「本件造成事業は瀬戸市への企業誘致及び地域産業の振興等を図るために行われた事業であり、」をそれぞれ加え、19行目の「ということができる。」を「ということができ、これは、公有地拡大推進法17条1項の事業のうち1号、2号の別を問わず、同法10条の目的を達成するための事業として定められたものであるから、同法17条1項2号として行われた本件造成事業についても委任契約関係があることは明らかである。」と、同5頁16、17行目の「本件公社の損失」を「本件借入金の損失」とそれぞれ改める。

(2) 原判決6頁22行目の「準委任契約がないこと」を「準委任契約がなく、増岡元市長が平成27年3月30日まで本件精算措置を執らなかったことが違法でないこと」と、同7頁1行目の「ものである。」を「ものであり、これが瀬戸市の事業であるとするのは同法の解釈として成り立ち得ない。また、本件公社が瀬戸市の秩序ある整備等に寄与することを目的とすることは公有地拡大推進法及び本件定款に照らして明らかである。」と、同行目の「本件造成事業を委託し、」を「本件造成事業の依頼をし、」と、2行目の「これを受託した事実」を「これに応じた事実」とそれぞれ改め、4行目の「表明したものであって、」から6行目の末尾までを次のとおり改める。

「表明したものにすぎない。実際、瀬戸市による実施主体選定理由でも自己資金による事業実施を原則とする本件公社が事業主体として適当である旨の説明がされており、買い手から支払われる土地の売買代金は本件公社が取得するものであり、瀬戸市には本件公社が本件造成事業を実施することによる法律上の効果は生じない。また、本件造成事業について瀬戸市が本件公社との間で準委任契約を締結する場合に作成される契約書も作成されていない。したがって、瀬戸市と本件公社との間で準委任契約は成立していない。」

- (3) 原判決7頁13行目の「できなくなる。」の後に次のとおり加える。

「また、土地開発公社が取得した土地については、総務副大臣による「土地開発公社経営健全化対策について」（各都道府県知事・指定都市市長宛て平成25年2月28日付け通知）において定められた土地開発公社経営健全化対策措置要領及びその取扱細則により、平成29年度までに平成23年度末に保有する土地のうち設立・出資団体の債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得されたものの縮減その他土地開発公社の抜本的な経営健全化を図るものとされていた。」

- (4) 原判決7頁13, 14行目の「政策的考慮に基づき、」の後に「市議会の同意を得た上で、」をそれぞれ加え、16, 17行目の「こととしたのである。」を次のとおり改める。

「こととしたのであり、本件精算措置は政策的判断として相当である。

ウ したがって、増岡元市長が、平成27年3月30日まで本件精算措置を執らなかつたことがその裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとして違法であるということはできない。」

- (5) 原判決8頁16, 17行目の「軽減するため、」の後に「平成24年4月1日、」を加え、21行目の「平成25年2月28日付け」を「前記(1)イのとおり、総務副大臣による「土地開発公社経営健全化対策について」（各

都道府県知事・指定都市市長宛て平成25年2月28日付け通知)により」と改める。

3 当審における当事者の追加主張

(控訴人の主張の要旨)

- (1) 本件造成事業は平成27年3月30日の時点においても再開可能性があったのであり、再開した場合には、瀬戸市が本件公社から同日に買い受けた成果物（開発中土地）を本件公社に再売却することにより本件事業費に当たる1億7840万8557円を取得することになるから、そもそも瀬戸市に損害は発生していない。
- (2) さらに、上記の時点で瀬戸市に何らかの損害が発生していたとしても、その損害は既に填補されている。すなわち、瀬戸市は、本件公社から、本件精算措置の後、せと赤津工業団地以外のエリアでの企業誘致が進み、資金的な蓄えができたため、令和2年11月11日、その財政状況を踏まえて、本件造成事業の再開に備えて平成27年3月30日に売却した成果物（開発中土地）を同日時点での売却価格（1億7840万8557円）をもって買い取る旨の依頼を受け、本件公社との間で、令和2年11月24日、上記成果物を上記価格で売り払う旨の物品売払仮契約を締結した。そして、この仮契約は市議会の議決を経て本契約となり、令和3年1月15日、本件公社から上記代金が支払われたため、本件精算措置により生じた損害は填補された。

(被控訴人らの主張の要旨)

- (1) 引用に係る原判決「事実及び理由」第2の3(1)のとおり、本件造成事業については、瀬戸市と本件公社との間で準委任契約が成立しており、瀬戸市はその実施に要した費用を償還する義務を負う。そして、本件造成事業を凍結した平成20年11月11日の時点において本件精算措置を執らない選択に何らの合理性はなく、増岡元市長はその裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるから、平成21年度以降の利息相当額（648万7546

円) の支払義務を免れることはない。

(2) また、本件公社が瀬戸市から本件造成事業の成果物を本件事業費と同額で買い取ったとしても、これは瀬戸市が本件公社からの支払金額に相当する市有財産を手放したことになるのであり、本件精算措置により生じた上記の利息相当額の損害が填補されることにはならない。実質的にも、増岡元市長が遅滞なく本件精算措置を執らなかつたことにより利息相当額の損害が発生したことには変わりはなく、最終的に本件公社が解散された際には残余財産として設立団体である瀬戸市が上記損害を負担すべきものであるから、増岡元市長が損害賠償債務を履行しない限り、上記損害が填補されることはない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、原審と異なり、増岡元市長が平成27年3月30日まで本件精算措置を執らなかつた判断は、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとして違法となるとはいはず、増岡元市長は同措置につき損害賠償責任を負わないから、被控訴人らの請求は理由がなくこれを棄却するのが相当であると判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 本件の認定事実については、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決10頁10行目の「本件公社に」から14行目の「実施することとした。」までを次のとおり改める。

「瀬戸市長からの事業実施依頼書により本件公社に対し本件造成事業の実施を依頼し、本件公社は決裁を経た上でこれに応ずることとした。なお、本件造成事業について瀬戸市と本件公社との間で契約書は作成されていない。本件公社は、本件造成事業につき、公有地拡大推進法17条1項2号（住宅用地の造成事業その他土地の造成に係る公営企業に相当する事業で政令で定めるものを行うこと）及びその委任を受けた同法施行令7条3項（地域開発のためにする（中略）内陸工業用地（中略）の造成事業）並び

に本件定款 19 条 1 項 2 号（地域開発のためにする内陸工業用地（中略）の造成事業を行うこと）により、本件公社の設立趣旨、業務の範囲に合致するものとして、「地域開発のためにする内陸工業用地の造成事業」として実施することとした。」

- (2) 原判決 10 頁 19 行目の「（甲 1, 乙 1, 37）」を次のとおり改める。
「本件借入金については、平成 21 年以降毎年 0.5% から 0.7% の利息（年間約 100 万円）が発生していた。

本件公社は、決算書上、本件造成事業において実施した測量調査業務等について流動資産である「開発中土地」と記載していた。また、瀬戸市は、金融機関との間で、本件公社の本件借入金について連帯保証契約や損失補償契約の締結をしていなかった。（以上につき、甲 1, 3, 5~9, 11~14, 乙 1, 22~33, 37, 証人大森【10 頁】，調査嘱託の結果、弁論の全趣旨）」

- (3) 原判決 13 頁 23 行目から同 14 頁 3 行目までを次のとおり改める。

「ア 土地開発公社については、その経営の健全化を図るために、平成 25 年 2 月 28 日付けの総務副大臣による「土地開発公社経営健全化対策について」（各都道府県知事・指定都市市長宛て同日付け通知）により土地開発公社経営健全化対策措置要領及びその取扱細則が定められ、経営の抜本的な健全化を図る必要がある一定の土地開発公社の設立・出資団体である地方公共団体において、当該土地開発公社の経営の健全化に関する計画を定めるものとし、原則として平成 29 年度までに平成 23 年度末に保有する土地のうち設立・出資団体である地方公共団体の債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得されたものの縮減その他土地開発公社の抜本的な経営健全化を図ることができるよう所定の事項を定めるものとされた。瀬戸市では、本件公社が瀬戸市からの依頼に基づいて実施した事業の経費等については、通常、土地取得等の事業が完了

した後に精算を行っていたが、新たに定められた上記要領等の趣旨を踏まえ、事業の進捗状況や社会情勢、瀬戸市の財政状況等を勘案して、本件公社が事業に係る支出をしてから概ね5年を超える事業についてはその完了前に精算を行うこととしていた。（乙16、17、35、36）」

(4) 原判決14頁9、10行目の「立っていなかった」から同行目の「ため」までを「立っておらず、本件公社の財政事情が厳しい状況にあったことから、本件借入金の利息の発生を抑制するなどのため、本件公社が本件造成事業において実施した測量調査業務等の成果物を買い取る形により、」と、13行目の「計上した。」から14行目の末尾までを「計上し、平成27年市議会3月定例会において平成26年度瀬戸市一般会計補正予算の手続を経た上で、同予算について市議会の承認を受けた。（甲4、乙9、13、36、42、証人大森【13、17頁】）」とそれぞれ改め、19行目の「支払った」の後に「（本件精算措置）」を、20行目の末尾の後に改行の上、「エ本件精算措置により、本件公社は、測量調査業務等である「開発中土地」を売却した旨の会計処理をし、瀬戸市も、測量調査業務等の成果物である各種報告書等を受領しこれを保管していた。（乙41、48）」をそれぞれ加える。

3 増岡元市長が平成27年3月30日まで本件精算措置を執らなかつたことの違法性の有無

(1)ア 上記の違法性の有無を検討する前提として、まず、本件造成事業における瀬戸市と本件公社との間の法律関係について検討する。

前記認定事実(1)のとおり、本件造成事業については本件公社が瀬戸市からの依頼を受けて実施したものであり、本件対象地の選定や工業団地への進出企業の募集・決定を行ったのは瀬戸市であり、本件対象地の所有者との用地取得交渉を進めたのも瀬戸市の企業誘致プロジェクトチームの職員（本件担当職員）であったのであり、本件造成事業は瀬戸市への企業誘

致及び地域産業の振興等を図ることを目的とするものであり、瀬戸市も同事業の実施のために相当に関与していたものといえる。

しかし、公有地拡大推進法は、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とし（1条）、地方公共団体が、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため別個の法人として土地開発公社を設立することを可能としている（10条1項、11条）のであり、本件公社も、瀬戸市を設立団体として当該地域の秩序ある整備等に寄与することを目的して設立されたものである（本件定款1条）。そして、本件公社は、本件造成事業について、同法17条1項2号及び同法施行令7条3項並びに本件定款19条1項2号により、その業務の範囲である「地域開発のためにする内陸工業用地の造成事業」として実施しているところ、同法17条1項2号に掲げる事業（住宅用地の造成事業その他土地の造成に係る公営企業に相当する事業で政令で定めるもの）は、同法に定める公有地の先買制度に係る同項1号イに掲げる土地の取得等の業務と異なり、土地開発公社が自らの負担と責任において計画し実施するものである（乙39【109、118、119頁】）。そうすると、本件造成事業は瀬戸市とは別個独立の法人である本件公社の負担と責任において行われる事業であり、その法律効果や計算も本件公社に帰属するものである。

本件造成事業に関する瀬戸市と本件公社との間のやり取りや会計上の取扱いをみても、瀬戸市による実施主体選定理由においては、自己資金による事業実施を原則とする本件公社が事業主体として適当であるとの説明がされており、瀬戸市長からの本件公社に対する事業実施依頼書においても「実施を依頼します」と記載され、本件公社の本件造成事業の実施に係る決裁文書においても表題は「受託」との文言が使用されているものの本

文では瀬戸市長からの「依頼」と記載されている（甲1【1, 2, 5丁】）のであり、本件造成事業に関して瀬戸市と本件公社との間で契約書も作成されていない（公有地拡大推進法17条1項1号の公有地の先買に該当する道路整備事業に関する用地先行取得がされた案件では、契約書が作成されている（乙43）。）。また、本件公社は、決算書上、本件造成事業において実施した測量調査業務等について流動資産である「開発中土地」と記載し、本件精算措置によってこれを売却した旨の会計処理をしており、瀬戸市も、測量調査業務等の成果物である各種報告書等を受領して保管していたものである。さらに、瀬戸市は、金融機関との間で本件公社の本件借入金について連帯保証契約や損失補償契約の締結をしていない。

以上の諸点からすれば、本件造成事業は公有地拡大推進法17条1項2号に基づき本件公社の負担と責任において実施されるものであり、瀬戸市による実施主体選定理由の説明や事業実施依頼書の記載、同事業に関して契約書が作成されていないこと等にも照らすと、瀬戸市と本件公社との間で準委任契約は成立しておらず、その他、金融機関からの本件借入金について連帯保証契約や損失補償契約は存在しないから、瀬戸市は、本件造成事業の実施に要した費用を償還するなどの義務を負うものということはできず、同事業が瀬戸市への企業誘致及び地域産業の振興等を図るという目的を有することや瀬戸市がその実施のために相当に関与していたことは、上記の帰結を左右するものではない。

イ これに対し、被控訴人らは、本件造成事業は瀬戸市への企業誘致及び地域産業の振興等を図るために行われたものであり、公有地拡大推進法17条1項2号の事業であっても同法10条の目的を達成するための事業として定められていること等から、本件造成事業についても準委任契約が成立していると主張する。しかし、本件造成事業について準委任契約が成立しないことは前記アのとおりであり、実質的にも、公有地拡大推進法17

条1項2号に掲げる事業について契約書や法律上の合意なくして準委任契約の成立を認め、金融機関からの借入等について連帯保証契約や損失補償契約が存在しないにもかかわらず、地方公共団体が土地開発公社に対し費用償還等の義務を負うと解することは、独立した法人である土地開発公社がその負担と責任において実施することを予定している同号等の規定と相容れないものといわざるを得ず、その他、土地開発公社の損益計算上の損失につき準備金を減額し不足額は繰越欠損金として整理する旨を定める同法18条5項（本件公社につき本件定款25条2項）の規定とも整合しない。したがって、被控訴人らの上記主張は採用することができない。

ウ 以上によれば、本件造成事業について瀬戸市と本件公社との間で準委任契約は成立しておらず、瀬戸市が本件公社に対し同事業の実施に要した費用を償還するなどの義務を負うものではない。

(2)ア そこで、瀬戸市と本件公社との間の上記の法律関係を前提として、増岡元市長が平成27年3月30日まで本件精算措置を執らなかつたことの違法性の有無を検討する。

前記(1)のとおり、本件造成事業は本件公社が自らの負担と責任において実施するものであり、その法律効果や計算も本件公社に帰属し、瀬戸市は同事業に関して連帯保証契約や損失補償契約の締結をしていないから、増岡元市長が、瀬戸市の長として本件精算措置を執るか否か、いかなる時期にこれを執るかは、同措置を執る目的やその必要性、同措置を執るに至る経緯、同措置の内容に影響を及ぼす社会的、経済的要因その他の諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられるものであり、増岡元市長が平成27年3月30日まで本件精算措置を執らなかつた判断が地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に違反するのは、上記のような諸般の事情を考慮した上でなお増岡元市長の上記判断がその裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものと評価される場合に限られると解するのが

相当である（前掲最高裁平成25年3月28日第一小法廷判決参照）。

まず、上記のとおり、本件造成事業は本件公社が自らの負担と責任において実施するものであり、瀬戸市が本件精算措置を執る法的義務を負っていたものではない。もっとも、前記認定事実(6)アのとおり、経営の抜本的な健全化を図る必要がある一定の土地開発公社が取得した土地については、平成25年2月28日付けの総務副大臣による「土地開発公社経営健全化対策について」（各都道府県知事・指定都市市長宛て同日付け通知）において定められた土地開発公社経営健全化対策措置要領及びその取扱細則により、設立・出資団体である地方公共団体において、平成29年度までに平成23年度末に保有する土地のうち当該地方公共団体の債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得されたものの縮減その他土地開発公社の抜本的な経営健全化を図ることができるようすることを求められていたのであり、瀬戸市においても、上記要領等の趣旨を踏まえ、本件公社が瀬戸市からの依頼に基づいて実施した事業の経費等について、事業の進捗状況や社会情勢等を勘案し、本件公社が事業に係る支出をしてから概ね5年を超える事業についてはその完了前に精算を行うこととしていたものである。そして、本件造成事業については、本件公社は土地を取得するなどしておらず上記要領等が直接に適用されるものではないが、本件公社が瀬戸市からの依頼に基づいて実施した事業であり、平成20年11月に同事業の凍結が決定されてから平成27年3月30日時点で約6年半が経過したものの、当時の社会的、経済的な情勢に照らし、同事業が再開する目途は立っておらず、本件公社の財政事情も厳しかったため、その設立団体であり唯一の出資者である瀬戸市の執行機関であった増岡元市長において、上記要領等の趣旨を踏まえた瀬戸市における精算の取扱いに沿って本件精算措置を執ることとしたものといえる。さらに、瀬戸市は、本件精算措置を執るに当たっては、平成27年市議会3月定例会にお

いて平成26年度瀬戸市一般会計補正予算の手続を経た上で、同予算について市議会の承認を受けている。

そうすると、本件造成事業の凍結を決定した当時から増岡元市長が本件公社の理事長の職にあってその財政的事情を知悉し、本件借入金につき平成21年以降毎年約100万円の利息が発生し、瀬戸市が本件精算措置を執らなければ本件借入金の利息が増大し続ける一方、これを弁済しても本件造成事業の実施に特段の支障はなく、同事業の凍結を決定した後は買収に応じない土地所有者に対する積極的な働き掛けが行われておらず、平成24年4月1日には瀬戸市の企業誘致プロジェクトチームが廃止され、同事業が再開される可能性が極めて低い状態が継続していたことを考慮しても、増岡元市長において平成27年3月30日より前にその裁量権の行使として本件精算措置を執ることが求められていたとはいひ難く、その判断がその裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとはいえない。

イ　これに対し、被控訴人らは、本件造成事業が凍結された平成20年11月11日、又は遅くとも瀬戸市が企業誘致プロジェクトチームを廃止した平成24年4月1日の時点で本件精算措置を執らなかつたことは違法であると主張するが、瀬戸市には本件公社が実施した測量調査業務等の費用を償還すべき義務が存在せず、本件精算措置を執る法的義務を負っていたものではない上に、前記アの諸事情に照らすと、平成27年3月30日より前に本件精算措置を執らなかつた増岡元市長の判断がその裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとはいえない。したがつて、被控訴人の上記主張を採用することはできない。

ウ　以上によれば、増岡元市長が平成27年3月30日まで本件精算措置を執らなかつた判断は、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとして地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に反するなど違法となるものとはいはず、増岡元市長は、瀬戸市に対し本件精算措置について

損害賠償責任を負わないというべきである。

4 よって、その余を検討するまでもなく、被控訴人らの請求は理由がないから、これを一部認容した原判決は失当であり、本件控訴に基づき、原判決中控訴人敗訴部分を取り消し、同取消部分に係る被控訴人らの請求を棄却し、本件附帯控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判長裁判官 萩 本 修

裁判官 末 吉 幹 和

裁判官 日 置 朋 弘

別紙

公有地拡大推進法等の定め

第1 公有地の拡大の推進に関する法律（公有地拡大推進法）

1 1条

この法律は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行なうこと等を目的とする土地開発公社の創設その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とする。

2 4条1項

次に掲げる土地を所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、当該土地が町村の区域内に所在する場合にあっては当該町村の長を経由して都道府県知事に、当該土地が市の区域内に所在する場合にあっては当該市の長に届け出なければならない。

(1) 都市計画施設（土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第1

19号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）で第3号に規定するものの以外のものを施行する土地に係るものを除く。）の区域内に所在する土地

(2) 都市計画区域内に所在する土地で次に掲げるもの（次号に規定する土地区

画整理事業以外の土地区画整理事業を施行する土地の区域内に所在するものを除く。）

イ 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域として決定された区域内に所在する土地

ロ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項又は第2項の規

定により都市公園を設置すべき区域として決定された区域内に所在する土地

ハ 河川法（昭和39年法律第167号）第56条第1項の規定により河川予定地として指定された土地

ニ イからハまでに掲げるもののほか、これらに準ずる土地として政令で定める土地

(3) 都市計画法第10条の2第1項第2号に掲げる土地区画整理促進区域内の土地についての土地区画整理事業で、都府県知事が指定し、主務省令で定めるところにより公告したものを施行する土地の区域内に所在する土地

(4) 都市計画法第12条第2項の規定により住宅街区整備事業の施行区域として定められた土地の区域内に所在する土地

(5) 都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区の区域内に所在する土地

(6) 前各号に掲げる土地のほか、都市計画区域（都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除く。）内に所在する土地でその面積が2000平方メートルを下回らない範囲内で政令で定める規模以上のもの

3 5条1項

前条第1項に規定する土地その他都市計画区域内に所在する土地（その面積が政令で定める規模以上のものに限る。）を所有する者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、同項の規定に準じ主務省令で定めるところにより、当該土地が町村の区域内に所在する場合にあっては当該町村の長を経由して都道府県知事に対し、当該土地が市の区域内に所在する場合にあっては当該市の長に対し、その旨を申し出ることができる。

4 6条1項

都道府県知事又は市長は、第4条第1項の届出又は前条第1項の申出（以下「届出等」という。）があった場合においては、当該届出等に係る土地の買取り

を希望する地方公共団体等（注：地方公共団体、土地開発公社及び政令で定める法人）のうちから買取りの協議を行う地方公共団体等を定め、買取りの目的を示して、当該地方公共団体等が買取りの協議を行う旨を当該届出等をした者に通知するものとする。

5 10条1項

地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

6 11条

前条の規定による土地開発公社は、法人とする。

7 13条

(1) 1項

地方公共団体でなければ、土地開発公社に出資することができない。

(2) 2項

土地開発公社の設立者である地方公共団体（以下「設立団体」という。）は、土地開発公社の基本財産の額の2分の1以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

8 17条1項

土地開発公社は、第10条第1項の目的を達成するため、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

(1) 1号

次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他政令で定める

事業の用に供する土地

ホ イからニまでに掲げるもののほか、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令で定める土地

(2) 2号

住宅用地の造成事業その他土地の造成に係る公営企業に相当する事業で政令で定めるものを行うこと。

(3) 3号

前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

9 18条5項

土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第2 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（公有地拡大推進法施行令）

7条3項

法第17条第1項第2号に規定する政令で定める事業は、港湾整備事業（埋立事業に限る。）、地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びに造成地（土地開発公社が同号の規定により造成した土地をいう。以下この項において同じ。）について借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号に規定する借地権（地上権を除き、同法第23条の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、当該造成地を業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。以下この項において同じ。）、福祉増進施設（教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。以下この項において同じ。）又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するため賃貸する事業とする。

第3 瀬戸市土地開発公社定款（本件定款）

1 1条

この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 3条

公社の設立団体は、瀬戸市とする。

3 19条1項

公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 1号

次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

ア 法（注：公有地拡大推進法）第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ウ 公営企業の用に供する土地

エ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

オ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

(2) 2号

住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。

(3) 3号

前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

4 25条

(1) 1項

公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

(2) 2項

公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお、不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

これは正本である。

令和3年4月21日

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判所書記官 内藤 悠

